

平成19年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成19年9月6日(木)

午後1時30分～午後3時40分

場所：宮城県自治会館 201会議室

事務局

ただいまから平成19年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日は、小島委員、櫻井委員、増田委員、佐藤委員、堀田委員がご都合により欠席との連絡が入っております。委員の半数以上の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。ここにご報告申し上げます。それでは、開会に当たりまして、森NPO活動促進室長からご挨拶申し上げます。

NPO活動促進室 森室長

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催に当たりまして、本来でしたら環境生活部長からご挨拶申し上げますところですが、あいにく部長・次長とも外に出ておりまして、私から一言ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃からNPO活動の支援・促進及びNPOとのパートナーシップの確立に向けて、ご指導、ご協力をいただき改めて感謝申し上げます。

平成19年度第1回目の委員会になりますが、今年2月に委員会を開催した以降の動きといたしまして、後ほどご説明いたしますが、4月に本県初のNPO法人の設立の認証取消を1件行っております。これは、事業報告書が3年間提出されなかったことと、助成金の不正受給に基づくものであります。また、2月の委員会でご審議いただきました「宮城県における特定非営

利活動促進法の運用方針」に基づきまして、事業報告書等及び設立の登記完了後に提出義務のある設立登記完了届出書の提出がないNPO法人に対する「督促」及び「市民への説明要請」に係る事務処理要領を制定して、市民への説明要請を実施することとしております。

本日は、報告事項が主な議題となっておりますが、その他のところで皆様にご意見の交換をしていただきたい事項がございますので、よろしく願いいたします。

最後に、委員の皆様方のますますのご活躍とご発展を祈念いたしまして、ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

事務局

この委員会は公開となっております。本日は1名の方が傍聴しております。よろしく願いします。

それでは、議事進行を山田会長をお願いいたします。

山田会長

2月1日以来かと思えます。お久しぶりでございます。早速、議事に入りますが、室長さんから話がありましたように、本日は報告事項が中心で4件、その他で今後の展開等について、皆様からご意見をいただきたいということでございます。よろしくご協力いただきたいと思います。それでは、報告事項を順番に事務局からご報告をお願いいたします。

事務局

資料1をご覧ください。平成19年度宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況につきまして、ご説明いたします。

民間非営利活動促進委員会の拠点部会ですが、条例で本促進委員会に部会を設置することができるようになっておりまして、そちらに基づき設置されております。部会で行われる事項としましては、お手元の4枚目の資料に、県の遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業があります。県で現在使用していない施設をNPOさんにお貸ししまして、拠点として活用していただくという事業です。現在6施設をこのよう形で活用していただいております。

こちらの施設の貸付団体の決定、実績の評価等はこの部会の役割として要綱に定められております。また、本日ご欠席の増田委員さんはじめ5名の方が委員になっております。

本年の7月6日と11日の2回、どちらも拠点部会としては、1回を二つに分けた日程になっております。内容としましては、民間非営利活動施設は1から6号までありますが、その3から6号の4施設に関する事業実施の報告会を開催し、ヒアリングを行ったものです。こちらの施設については、貸付をしまして活動を始めた以降、事業実績につきまして書面での報告は必ずいただくのですが、翌年度につきましては、実績報告会を開催してヒアリングを行います。それから貸付終了年度の1年度前についても、必ずヒアリングを行うことが契約書で決らねおりますので、それに基づくものとなっております。

なお、施設1号と2号につきましては、平成18年1月及び2月に1度実績報告会を開催しており、その時に今後は報告会は必要ないとの結論が出ておりまして、今回の報告会には含まれておりません。施設3号はその時に報告会に出しているのですが、施設修繕の関係等いろいろありまして、まだ活動実績と言える程度のも

のではないとのことで、今回改めて開催する中に含め4施設について行っております。7月6日の第1部ですが、青葉区八幡にあります第5号、白石市にあります施設第6号につきまして、現地での活動状況を確認しながら、実績報告会を行いました。残りの山元町にあります第3号、青葉区上愛子にあります第4号につきましては7月11日に、実績報告会と施設の状況確認を行っております。ご出席いただきました委員の方につきましては資料のとおりです。

実績につきましては、施設第5号のなごみですが、ホームレスの方々を支援されている特定非営利活動法人仙台夜まわりグループです。こちらの施設に一時入所し、生活を立て直していただくのが主な内容です。実績につきましては、現在7名が入所しており、就労、自立をされた方もいるという状況です。

施設第6号のてらまえホームは、白石市にあります以前の白石高等学校の校長宿舎です。事業の内容は、社会福祉法人白石陽光園で利用しており、同法人の知的障害者の方の施設である白石寿光園に入所している方々の地域生活への移行ということで、この宿舎をグループホームとして使いながら、可能な方には施設を出て、そこで生活するという事業です。実績は、障害者自立支援法の施行等がありまして、当初団体が考えておられた事業活動が出来ない状態ということで、今現在は施設から週1から2回ぐらい、体験入所ということで利用し、グループホームとして利用する状態には至っていない状況です。

第2部ですが、施設第4号ワークしんせいは特定非営利活動法人宮城県断酒会が利用されていますが、青葉区上愛子にある施設です。アルコール依存症の患者の方の入所、あるいは小規模作業所として利用しております。入居者の方は順調に利用されており、施設の整備も使いやすいように工夫しながら利用している状況でした。

最後になりますが、山元町にあります第二虹の園分場山元木漏れ日の郷ですが、社会福祉法人臥牛三敬会で利用いただいている施設です。知的障害者の方等の短期入所やレスパイトサービス事業で利用いただいているところですが、障害者自立支援法の施行に伴いレスパイトサービスについて、国の補助メニューから外れたこともありまして、この事業の中での利用者の方は今現在いらっしやらないとの報告がありました。

以上の実績報告を踏まえまして、委員の皆様には評価いただいた結果が4番目の実績報告ヒアリング調書取りまとめ結果になります。4団体につきまして表にあるとおりの点数ですが、白石陽光園、臥牛三敬会につきましては、事情があるということで、計画どおりの実施がされておきませんので、施設の有効活用・事業の趣旨・当時の審査の結果等を考えますと改善の必要があるとのご意見をいただいております。よって来年度も同じようなヒアリングを行いまして、実績を確認していくことにしております。

なお、この2団体について来年度もヒアリングを開催しますが、その前に施設の利用につきまして改善策を盛り込んだ事業実施計画書を提出いただいた上で、改善策を行っていただけるように、7月26日付けで県から通知しております。

部会の開催状況につきましては以上です。

山田会長

最初の拠点部会の状況についてご報告がありました。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。改善計画を提示していただくんですね。それは、改善計画を提示していただいて次年度のヒアリング時に計画どおりに実施されているかを確認することになるわけですか。

事務局

問題点が指摘されておりますので、その問題点をどのように改善するかの計画書を提出いただいて、それと当初に提出された事業計画書の内容を含めまして次年度の報告会でヒアリングして確認する流れになっています。

山田会長

他にご質問ありませんか。それではご報告いただいて、了承しましたということによろしいですね。

それでは、みやぎNPOプラザの指定管理者募集についてご報告をお願いします。

事務局

資料2をご覧ください。平成17年度から指定管理者制度を導入しまして、みやぎNPOプラザにつきましても、委員としてご出席いただいている大久保委員が代表を務めている、杜の伝言板ゆるるを指定管理者として指定しまして、現在運営いただいている状況です。その際の指定期間が平成17年度から3年間ということで、今年度までの指定となっております。平成20年度以降の新たな指定管理者を選定するための手続を現在行っております。その件に関しましてのご報告です。

指定管理者を募集する施設は宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）です。参加応募資格は県の条例に定めます民間非営利活動を行う団体と限定させていただいております。応募受付期間は8月1日から8月30日の1か月間をとっております。その間の8月16日に現地説明会を実施しております。指定管理の期間としましては、県の方針は3年間と5年間の指定の仕方がありますが、一定程度継続する必要がある福祉施設等は5年間、それ以外は3年間という方針がありまして、みやぎNPOプラザにつきましても3年間を予定しております。応募団体数ですが、8月31日に締め切りまし

たので、応募団体数は1団体のみであります。今後の予定ですが、9月上旬に書類審査、9月下旬に二次審査としてヒアリングを行い、最終決定については、11月開催の県議会において決定する運びになっております。その後協定を締結して4月からの運営となります。本日アウトラインのお話しですが、実は指定管理者の選定につきましては、指定管理者の選定に係る情報公開の規程を設けていまして、縷々詳細については11月議会での議決の後に公表してくださいとの取り決めになっておりますので、本日は資料にありますように募集要項と同じ内容で資料を作らせていただきましたが、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

山田会長

みやぎNPOプラザの指定管理者の募集につきまして、何かご質問がありましたらいただきたく思います。いかがでしょうか。

1団体だけですが、審査がうまくいかなかったときはどうされるのですか。

事務局

一時閉鎖か直営になるかと。再公募して同じ手続を踏むこととなります。場合によっては、4月の開所に間に合わないこともあり得るかと思っております。出来るだけそういったことにならないよう進めていきたいと思っております。

藤田委員

採点基準といたしますか、評価みたいなものがあるわけですね。その平均点が取れなければ再公募もあり得るということですか。

事務局

選定基準を決めておりまして、各委員から採点していただき、その結果のみではなくて、採点の結果を参考にしながら各委員の協議によって最終的に選定委員会で候補者を決定し、知事

に答申する段取りになっております。

山田会長

それは、選定委員会で判定していただくんですね。他にはよろしいですか。

小林委員

県内の民間非営利活動の拠点であるプラザですので、指定管理に応募なさる時には、これくらいのベストを尽くしますとのことで申請をしますよね。募集の条件として、実はこの点が不都合だというようなことや指定管理料なども含めて適正なのかとか、その点はどのように検討なさったのですか。前の募集要項とあまり中身が変わらないようにも思うのですが、3年間運営してみてこの募集要項を内部で検討なさったのか。同じようであれば良いと考えたのか、事務局からお聞かせいただければと思います。

事務局

募集要項の内容につきましては、大筋前回の募集要項に沿った形になっておりますが、若干修正を加えた部分もございます。セミナーの回数、指定管理者と宮城県の責任分担を変えた部分もあります。大筋では、最初の募集要項と同じです。

小林委員

どの辺を変えたのかポイントをお聞かせいただきたいのですが。

事務局

募集要項の26ページをお開き願います。県としましては、当初応募いただく時には、NPOプラザの機能として、例えば情報収集発信、研修等の機能がありますよ、その機能に沿った形で提案をしていただきたいとの内容でしたので、特段回数等を設けませんでした。実際に大久保委員が運営されている中で、月1回程度の

相談会や研修会をなされていて、利用者の評判もよろしいものの中で、県として、当初と同じような募集要項を出して、全くやらないとの計画が採用されると、去年までは毎月相談会をやっていて、今年は全くないんですかとなると、中核の拠点としてはいかがなものかということになります。そのことから、現在運営されている中で、県として是非残していただきたい部分を最低のラインとして事業計画書にご記入していただきたいということで検討を加えたのが一番大きな点であります。

山田会長

他はいかがですか。よろしければこれも了承ということで、よろしいですね。宮城県民間非営利活動促進委員会委員の公募についてお願いします。

事務局

資料3をご覧ください。本日まで出席いただいております、委員の皆様の任期が今年の11月30日までとなっております。その改選に向けた準備としまして、県の方針で審議会については、開かれた県政運営の立場から公募委員を選ぶ規定となっております。それに基づいて、現在2名の委員を募集しているところです。応募資格としまして、県内在住又は在勤・在学者で18歳以上の方。それから、実際にNPOの組織に所属して社会貢献活動を行っている方。この2点を募集の要件としております。委員の任期ですが、12月1日から2年間で予定しております。募集人員は2名を予定しております。募集期間は10月12日まで受付をしております。前回は応募がありませんでしたので、全戸配布の県政だよりに掲載して周知に努めておりますが、委員の皆さんからも周知等にご協力をいただきますようお願いいたします。

山田会長

公募要領についてご説明がりましたが、何かご質問ご意見がありましたら。いかがでしょうか。是非、良い方が加わっていただけると良いかと思っておりますのでよろしくお願い致します。この件もよろしいですね。

平成19年度の主な事業の進捗状況についてご報告いただきます。

事務局

資料4をご覧ください。平成19年度1回目の委員会ですので、今年度の予算の説明をさせていただきます。

特定非営利活動促進法の施行関連事務ですが、法人の事業計画書等の閲覧に要するコピー代、職員が市町村等に伺って制度の説明をする際の旅費等事務費を計上しております。金額的に平成18年度と比較して若干落ちております。

民間非営利活動促進委員会運営費ですが、皆様方にお集まりいただいて県の施策について検討いただくことに要する経費です。平成18年度と比較して削減されてはいますが、これは、委員会の開催を4回から3回、拠点部会の開催を4回から2回に減少させたことにより、予算が減少しております。減少させた中でも、十分な回数を確保していると考えております。

みやぎNPO夢ファンド事業ですが、県の拠出金と市民・企業等の皆様からの寄附金を原資としてファンドを作りまして、そちらからNPOの団体等に助成して、県内NPOの自主的・自律的な活動の促進を図るものであります。これにつきましては、平成18年度と同額となっております。

NPOマネジメントサポート事業についてですが、NPOの人材育成等についての講座を開催して、NPOの活動の促進を図ろうとするものです。平成18年度と比較して70万円ほど減少しておりますが、これは、平成18年度までは無料で実施していたものを参加される方に

資料代を払っていただくことによって、事業費が削減されたことと、24回の開催を計画していましたが、査定の段階で、20回に減らされたことによるものです。

県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業ですが、予算額がかなり落ちていますが、平成18年度に旧山元養護学校職員宿舍の下水道接続工事で2,389,000円ありましたが、平成19年度は必要ないので落ちてきているものです。経費の内訳としましては、修繕に要する経費を計上しております。

みやぎNPOサポートローンですが、平成18年度と同額を計上しております。とうほく労働金庫に預託金として預けて、国・自治体・公益法人から補助金・委託金の支払いが確実に行われる場合につなぎ資金として融資するものです。

民間非営利活動プラザ費ですが、若干増えています。

以上が、施策体系についてご説明させていただきました。

続きまして、平成19年度の現在までの事業の進捗状況についてご説明いたします。

NPO法施行事務ですが、平成19年8月末現在で487法人を認証しております。認証事務の他に先ほどお話しがありましたが、認証の取消等を行っていますので、それらについてご説明いたします。

特定非営利活動法人の設立の認証の取消ですが、法人の名称等は「みちのくEcoリサイクルネットワーク」になります。平成19年4月12日に取り消しております。取り消しの根拠となる法令としては、特定非営利活動促進法第43条第1項及び2項です。促進法を抜粋したものを掲載しております。取り消しの理由の第1点目は、毎年事業報告書を提出していただかなければならないのですが、平成15年度から平成17年度までの3年間、提出されませんでした。これは、促進法の第43条第1項の取り

消し理由に該当します。第2点目は、南東北中核広域都市圏構想推進協議会から助成金を不正に受給した事実に基づいて、法第41条第1項の規定に基づき報告徴収を行いました。その報告事項に対する回答が無く、所轄庁による認証の取消を容認する上申書の提出があったのみであり、法第42条の規定による改善命令によってはその改善を期待することが出来なことが明らかなことから、認証の取消に該当することから取り消しております。

事案の概要ですが、廃棄物による環境汚染を未然に防ぎ、みちのくの豊かな自然環境に寄与することを目的に設立されています。平成18年2月に助成金の交付を受けたのですが、それが不正に受給したものと判断されて、助成金の返還が請求されております。平成18年9月には法人代表者の実刑判決が確定し、役員欠格事由に該当して失効しております。また、他の役員から理事を辞任したが、理事の登記が抹消されていないことから申し立てがあり、その登記の抹消の裁判が提起され、この裁判が平成19年3月をもって確定したことから、この時点で認証を取り消しております。

事業報告書等の提出がない特定非営利活動に関する事務処理ですが、市民への説明要請を行うため、定めたものです。適正に提出されているかどうかを確認しまして、事業報告書等の提出がない法人に対しましては、通知文書を出すこととなります。督促及び市民への説明要請ですが、通知文書から1か月後の提出期限を過ぎても提出がない場合は、法人の代表者に対し督促書を送付します。これは、事業報告書の提出の督促と提出がない場合は市民への説明要請を行うことを事前に周知する内容です。これによっても事業報告書が提出されない場合は、当該法人の役員全員に対して督促書兼市民への説明要請書を送付します。また、当室のホームページで未提出状況と市民への説明要請を行ったことを公表します。その結果、市民への説明要請

に係る回答があった時は、その回答内容もホームページ上で公表することにしております。それでも提出されない場合は、当該役員の所在地を管轄する地方裁判所に対して、過料事件通知書を送付することとしております。施行年月日は平成19年8月1日です。

督促と過料事件通知はこれまでも行っておりますが、それに併せて市民への説明要請を行うこととしたものです。

処理要領等も参考資料として添付していません。事務フローについてですが、3月末決算の法人を例としますと、6月末が事業報告書等の提出期限になり、この時点で提出がない場合は、7月上旬に通知を行います。それでも提出されない場合は、8月上旬に代表者あて督促状を送付し、なお事業報告書等が提出されない場合は、9月上旬に役員全員に督促と市民への説明要請についての文書を送付します。それでも、提出がない場合、10月上旬には過料事件通知を地方裁判所に提出する流れになっております。この期間については、これまでの手続と同じ期間であります。

続きまして、登記完了届出書等の提出がない特定非営利活動法人に関する事務処理ですが、これは今回新たに決めたものであります。設立の認証書を受領した日から2週間以内に登記しなければならず、登記した後は県に登記完了届出書を遅滞なく提出することになっております。しかし、設立認証後2か月を経過しても提出されない場合は、法人の設立代表者あて督促書を送付し、併せて市民への説明要請も行うことになることを事前に周知します。これによっても提出されない場合は、再度督促を行いこれに併せて市民への説明要請も行い、遅れた理由・登記していないのであればその理由等について説明することを要請します。事業報告書等の未提出と同様にNPO活動促進室のホームページ上で公表します。施行年月日は平成19年8月1日です。

続きまして、民間非営利活動促進委員会の運営についてですが、本日第1回目を開催させていただいております。

みやぎNPO夢ファンド事業ですが、人材育成支援プログラムを2団体に30万円、ステップアップ支援プログラムを3団体に300万円、スタートアップ支援プログラムを6団体に120万円の11団体に対して450万円の助成を決定しております。 の人材育成支援プログラムと のスタートアップ支援プログラムについては、5月12日に公開コンペを開催して決定しております。 のステップアップ支援プログラムについては、4月14日公開コンペを開催して決定しております。

みやぎNPOサポートローンですが、現時点での貸付実績はありません。平成18年度は3団体に1600万円、平成17年度は3団体に対し1184万円の貸付を行っております。

県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点づくり事業ですが、6施設を貸し付けております。平成16年度から3施設、平成17年度から3施設を貸し付けております。参考までに、この事業とは別に旧保育専門学院寄宿舎を平成15年度から貸し付けています。

NPOマネジメントサポート事業ですが、パンフレットに記載しておりますとおり、圏域毎にセミナーを開催することで予定しております。一般のNPOに関する講座として18回、中間支援センターに関わる方を中心とした講座を2回開催します。この事業に関しては大久保委員が代表を務めます杜の伝言板ゆるるさんをお願いして実施するものです。

NPO推進事業ですが、平成19年度NPO推進事業選定一覧表のとおり、14事業を選定しています。平成18年度についても、14事業でしたが、予算額につきましては、18年度より約130万円ほど増加しています。この事業の選定を受けますと、NPOに優先的に委託することが出来ます。その場合でもNPO間の

価格競争や業務内容から1団体を選考しての契約、履行できる団体が1団体に限定される、業務企画提案書の提出を受けて行うなど、契約方法は限定されます。受託先になるNPOにとっては、契約保証金が500万円未満の契約であれば免除されるなどのメリットがあります。

みやぎNPOプラザ運営事業ですが、「平成19年度みやぎNPOプラザ運営状況」のとおりです。

施設の管理運営については平成18年度と平成17年度を比較しますと増加しております。平成19年度につきましても平成18年度の同時期と比較しても増加しております。

会議室利用状況ですが、平成18年度と平成17年度を比較しますと若干減少しておりますが、平成19年度につきましても平成18年度の同時期と比較して増加しています。

NPO・O結サロンについては、3つのイベント・情報交換を行う予定になっています。無料相談対応ですが、NPOの立ち上げ等個別相談日を週1回設置し、労務・法律等の専門家による運営個別相談日を月1回設置、会計・税務の個別相談日を月1回設置しています。

人材育成講座ですが、基盤整備支援のための人材育成講座を12回予定しております。詳細につきましては、マネジメント講座一覧表をご覧ください。4月の「総会を開く前に」から3月の「労務管理」までの開催予定となっています。

会計税務講座ですが、NPOや市民活動団体の理事・代表者・会計担当者等を対象に年12回開催されます。詳細につきましては会計税務講座一覧表を御覧ください。

地域連携交流事業については、NPOセクターの理解促進、各地NPO間の連携や情報交換をする機会の創出等を目的として、県内各圏域での開催を予定しております。

NPO中間支援センター等との連携ですが、支援センタースタッフの情報交換の開催、指定

管理者になっているNPOの現状と課題を話し合うシンポジウムの開催が予定されています。

続きまして情報収集と提供です。みやぎNPO情報ネットの運営ですが、通常版の訪問者は平成18年度同時期と比較して増加しています。平成18年度の累計ですが、通常版は269,763件、平成17年度と比較して増加しております。広報ですが、One to Oneは隔月で月3千部の発行。月刊杜の伝言板ゆるるさんのプラザページでの情報発信も行っております。平成19年度から新たに、図書販売代行を行い、NPOからの依頼により販売代行することとしております。

山田会長

平成19年度の主な事業の進捗状況を報告いただきました。多様なメニューですが、これにつきましてもご質問等ありましたらいただきたいと思っております。

藤田委員

出席にあたり、NPO活動促進室のホームページを拝見させていただきました。ここに出ている資料はホームページ上で公表されていて感心しています。特に、認証取消、事業報告書が提出されていない法人、それらが公表されているので、NPO法人の実情がわかりました。それから、NPOの活動拠点の賃貸に係るサポート事業があったと思うのですが、どのような状況でしょうか。

事務局

NPOグッドスペースナビ事業です。ホームページに掲載しております。今年度は、2~3件の依頼があります。

藤田委員

結果はどうでしたか。

事務局

その結果どうなったかは、マッチングしたのであれば、こちらに削除の依頼がくるのですが、その依頼はありません。マッチングしたが削除依頼がないのか、まだマッチングしていないのかはわからない状況です。

木村委員

こんにちは。石巻からですと、NPOプラザに行くには車等移動の手段がある方は行けるのですが、それ以外の方は難しい。石巻市では、市のNPO支援オフィスがありまして、私も副代表をさせていただいている石巻NPOセンターで管理運営をさせていただいています。

今後の、計画の中で、みやぎNPOプラザの地区バージョンと申しますか、支所的なものをお考えなのかどうか、仙台の方が多いので、地方では難しいかと思いますが、合同庁舎の一部とかの案でもよろしいので、第2の拠点と言いますか、県内でそのようなお考えが今後あるのかどうか。

それからNPOプラザでは把握が難しいと思いますが、石巻市とか大崎市とかの遠方からの利用者がどれくらいいるのか、わかる範囲で教えていただきたい。

事務局

県内の拠点施設としてNPOプラザを開設しております、その地域版はどうかということでございますが、県としましては、新たに地域に活動拠点を設けることは、現在は考えておりません。それぞれ市町村においても活動支援施設を設けられている所がありますので、それぞれの圏域の中で、各市町村が活動拠点を構えていただけるように、これから各市町村に要請していきたいと思っております。

それから、NPOプラザでの相談者の住所ですが、64.9%が仙台市内の方、県外が2.4%、仙台市以外19%、不明が13%ござい

ます。仙台市の方が6割を占め法人数と同じ割合になっています。

木村委員

今後、これからの取り組みがあると思いますが、どうしても県の重要な拠点が仙台市近郊又は仙台市に偏っています。人口の割合で仕方ないですが。地方としては、財政も厳しい中で、私達も行政に働きかけをさせていただいていますが、今後かなり知恵を絞らないといけない。NPOはそれぞれに活動の幅も広がっていますし、行政とのパートナーシップもできてきているので、実践の段階になっていると思います。地方の方も。そういう中で地方のフォローアップ、大久保さんに一杯やっていただいて、日ごろからお世話になっていますが、何か拠点の部分で多少の取り組みを期待したいとの思いから質問させていただきました。ありがとうございました。

山田会長

地方拠点の件は、基本計画ができる以前から、皆さんと議論してきて、その重要性は言われてきています。当時の方向性としては、地域の中でいろいろな活動主体なり担い手になってくださる組織ができたところに、これをサポートしていくという方向で意見が出ていて、実際には、主に広域拠点的な都市、石巻であるとか大崎などの自治体が肩代わりしてその場を用意して下さっているような気がするのですが、それがうまくいっているのかどうかを検証した方が良いのですかね。地方拠点の有り様をもう一度考えてみるべきかなと思っていました。もし、今年度かどうかはわかりませんが、市町村にお願いして、そこでうまくいっていればいいのですが、それが必ずしもうまくいっていない時には、県がやりなさいということではないかと思いますが、議論する必要があるかなと思いましたが、いかがでしょうか。

木村委員

石巻の現状を申し上げますと、非常に財政が厳しいと新聞等でも報じられ良くご存じだと思います。市長との話の中で、NPOの活動拠点づくりということでやっています。我々も含めて、声を大にして言い続けるしかないものですから、常にいろいろなところで話をしています。

まちの駅オラレという、新聞でもにぎわっていますが、中心市街地のシャッター通りに12月を目途にできます。その中で、市民のコミュニティスペースを作ることを市長が明言していて、その管理運営委託もNPOセンターでとの打診はいただいています。少しずつですが、予算はないけど、知恵を絞ろうということで、人が集まって情報交換をする。田舎なので情報については、インターネットを使える方ばかりではないので、アナログ時代をまだ生きている状況なんです。そういった所なので足を運べる場所で、駅前地区というか中心地区に県の窓口が、机ひとつでもあると良いのになといつも言っています。何しろ地方はお金がないんです。頭は一生懸命使うのですが。今後一週間くらいで新聞に出てくると思いますので、楽しみにしてください。

山田会長

どこもお金のない時代ですので、従来県が出しなさい、市が出しなさいということだけではなくて、合わせ技で考えていかなければいけない時代にきている気がしますので、地方拠点のあり方について、お金をかけない方向で議論していただけたらというのが希望であります。できれば今年度残った時間でよろしくお願ひしたいと思います。

大久保委員

NPOプラザの指定管理を行っている団体として補足させていただきます。相談のパーセンテージは6から8割が仙台市内の方ですが、利

用者総数の中で、会議室利用者、交流サロン等、場の利用者の住所を知るのには難しいのでっていません。利用者を見ている感覚では、圧倒的に仙台の方が多いのが現状だと思います。

次に、仙台市以外での拠点のあり方ですが、それ以前に、県庁にはNPO活動促進室がありますが、地方振興事務所には、出先機関がないということが、問題ではないかと。それがあれば、各圏域の人はそこに相談に行く。NPO支援の施策展開に力がつくと思います。今のところその場所がないんです。地方機関の統廃合が進む中、行革で是非取り入れていただきたいと思います。ちょうど良い機会になると思いますので、NPO担当部署の出先機関をはっきり提示していただきたいと思っています。

山田会長

地方の行政組織の再編に関連して、NPO促進に係る部分を検討していただきたいと言うことですね。

小澤委員

NPOプラザの運営状況ですが、前進している点の要因をどのように捉えているのか。情報収集と提供ですが、平成19年7月末現在の訪問者数が、前年度に比べると大きく増えています。この要因は何か特別な取り組みがあったのかどうかを含めて、どのように考えているのか。それから、メールマガジンの登録ですが、75件がこんなものかと見ているのか、それともまだ取り組みが少ないと見ているのか、その評価について教えていただきたい。

事務局

指定管理者として努力をされた上での数の増加だと思います。情報ネットの改良等を加えていますので、実情を大久保委員から一つお願いいたします。

大久保委員

みやぎNPO情報ネットは平成13年4月に公開されています。1年目は修正しながら更新してきた1年間でした。修正し、システム化されてきたものをずっと使用してきましたが、平成19年3月に全面的にリニューアルしました。数字が増加したのは、それが要因ではなく、おそらく情報の発信数がすごく増えていますので、アクセス数も増えたと感じています。3月の段階で、修正を加えた中で団体の登録なども、全部確認をとったところ、当時登録されていた900近い団体の6割くらいに萎んでしまいました。これは、それなりの発信をしている、現在も活動している団体を明らかにしたということで、登録団体数の減少はある意味、情報の信頼性に繋げていきたいと思い3月に実施しました。その後も訪問者数はまだまだ増えています。

トップページでアクセス数をカウントしていましたが、3年目の時にトップページよりもアクセス数が多いページが出てきて、トップページのカウントでは意味が無くなったということで、どのページかにアクセスした人が何ページ見ても1件とする訪問者数のカウントに切り替えています。これにより数かなり多くなりました。その後も訪問者数は増加しており、情報更新の回数とリンクしているのではないかと思います。

メルマガの登録件数については、満足できる数字ではないので、毎回あちこちに登録のお誘いメールを送っております。勿論三桁にしていきたい。これが目標です。

加藤副会長

地方振興事務所ですか。私達も情報を出して地方の方とお話し合いをしたりすると、情報はどうしても届かない。こちらが特定できる人にしか届かない。薄く広く撒いている情報に当たる人は極めて少ないということかというと、ひとは石巻も気仙沼も支援センターという形があ

って、そこに情報が集まっているところは良いんですけど、それ以外の所は情報自体が、こちらからお送りしてもうまく掲示されなかったり、配布されなかったりすることが非常に多い。振興事務所自体で担当がいなくとも掲示板や情報のラックのようなものを徹底してNPOや市民活動の情報について、特化して置きましょうというふうにしていただいて、一括受付で配布する仕組みを作ってもらえれば、個別に交渉したり、お願いしたりとかそれぞれみんなするわけです。仙台市内では私どもが「骨プロ(仙台に情報の背骨を通すプロジェクト)」って形で9施設全部に統一配架するんですが、もの凄く評判がいいんです。かつ、施設の性格と関係なく置けるといいますか市民活動なら全部置くことにしています。基本的には条件を整備した上で、プラザの機能と連携していただいてお金を掛けずに、庁内便等で送るとかの方法を考えて、情報だけはそこにいつも集積していますということで、人が出入りする所なので、うまくできないかと思いました。出来るものなら。

事務局

市町村合併によりまして、登米郡や栗原郡は一つの市になりました。県に行くのも市に行くのも同じ状況になっているようです。市民活動になりますと、直接市町村役場に行った方がより情報が入りやすいということもありまして、出来るなら市町村でそういった市民活動支援関係の部分を強化していただければ良いのかなと思っています。

なお、地方振興事務所が来年度見直しになりまして、広域事務所の他に地域事務所ということで、移行してまいりますので、そういった中でNPO支援がどうあるべきか検討して参りたいと思っています。

木村委員

今の話に関連してですが、もう一つ県の主導

で何かお願いできればと思ったのは、市町村職員の考え方なのですが、指定管理者制度にするときの人件費の算定です。時間給とかのパートナーさん、事務スタッフを採用したいときに、我々が提示する金額は、市町村はNPOは安く人を雇えるんだとの感覚から、ご理解いただけません。今回も石巻市の臨時保育士の人材派遣の部分で我々のNPOが担うことになったのですが、そのやりとりの中で論点になったのが、事務局スタッフの人件費で折り合いがつきませんでした。その部分が、石巻も合併したばかりで旧石巻市に町の職員さんが入ってきて、益々NPOに対する認識がゼロからのスタート状態でした。そういったこともありましたので、何かの機会に県の方でNPOの指定管理・業務委託に当たっての物の考え方の摺り合わせの機会があれば、是非お願いしたい。

山田会長

市町村の理解の促進とか支援指導も前からいろいろ議論されてきたところで、難しい所もあるかと思いますが、条例が出来てから10年近く経ちますので、もう一度見直していく点かなと思いますので、今のお話しについてご検討いただければと思います。

小林委員

先日加藤委員のご紹介で、中国地方の方がヒアリングにいらした時に、気付いたのですが、特定非営利活動の分野は様々ありますよね。指定管理を受けている所も様々な分野にわたってきています。しかし、それを利用している方、例えば介護保険を受けている方は社会福祉法人とかNPO法人とかを気にしなくなっています。とにかく、サービスが良質であれば良いとこのことが、逆にNPOを見えにくくしているのではないかと気がついたんです。例えば、県内でこんな事業をしている、こんなNPOというような、一覧のようなものなど、認証団体数ではな

く、あなたの身近な施設をNPO法人が運営しているんですよとの見せ方をして行くと、NPOに対する理解が一般の方に深まるのと、恩恵を受けている方が、何かの形で恩返しをしようかと思ってくださるのではないかと思います。なぜかという、以前こんな経験をしました。市民広場のイベントで、ホームレスのような方から「これはボランティア団体が行っているイベントですか」と聞かれました。ちょうどチャイルドラインのイベントでしたが、「どうしても、お金を寄附したい。」とおっしゃるんです。何か勘違いなさっているのではないかと聞いていましたら、夜回りグループだと思うのですが、自分が助けられてホームに入っておられて、そのことで「お礼をしたいが、その団体の名称と住所がわからない。」とのことで、私達に押しつけるようにして帰って行かれたということがありました。そんなことなんだと思うんです。NPOの理解と事業の拡大に繋がっていく。それが出来るのがNPOなんだと思うんですね。その点を競争論理とお金のことだけで、汲々としているので、見せ方が下手になっているのかなと思いました。

山田会長

情報の質や提供の仕方で、NPOの理解促進に繋がっていくんだと思います。そろそろNPOの支援・促進も成熟期に入ってきているのかもかもしれませんので、質を高めていくことについて議論していく時代なのかもしれませんね。ありがとうございました。

大久保委員

小林委員のお話を受けて、NPOプラザの事業の一つとして、県内で指定管理になっている全部のNPOの調査に係るアンケートを送らせていただきました。その結果については10月のシンポジウムの時に報告されると思います。どこの団体が指定管理者になっているかの情報

は、既に公開されているわけですので、それを一覧としてネット上で提供するのでも大きなことだなと思いました。今までそのようなページがありませんでしたので、即情報ネットに反映したいと思います。

加藤委員のところもいろいろ調査をされていると思いますが、2巡目になっているところも多くなってきていますので、みやぎNPOプラザとしても指定管理者として振り返ってみたいと思います。3年前に当団体主催での「指定管理をNPOはどう使えるか」についてシンポジウムを開いてから、これまで一度も触れずにきたので、その時のコーディネーターである大滝先生にまたお願いして、5団体の事例発表を予定しています。全て施設が違いますので、問題点あるいは効果が上がっている点などが出てくるのではないかと楽しみにしています。是非おいでいただければと思います。

小澤委員

NPOの理解のところ、知っているだろうと思っていたことでも、生協の中での活動、地域で取り組んでいる方々のところでも意外と知られていないことがわかって、NPOを作る際の支援の前に、NPOとは何かという点について広く知ってもらおうと、取り組みを始めたところです。まずは、NPOに興味関心のない人にどうやってNPOを知ってもらおう機会をつくるか。企業でも社会貢献に取り組むことがポイントになっていますから、企業の内部での学習も含めて、そういった所へのメニューの提供とか、女性の方々に知っていただくとかを知恵を出して工夫して行かなければと、最近特に思っている問題意識のひとつです。

山田会長

今の時期のNPO促進のための手だてが、いろいろ見えてきたような気がしますので、今後、促進事業の中でもご配慮いただければと思いま

す。

私からよろしいですか。NPO推進事業ですが、一時期お互いに評価をしていました。パートナーシップ事業として位置づけるかどうかは、議論のあるところですが、いずれにしろ質の向上、量の拡大は必要かと思いますが、事業の評価の現状はどうですか。

事務局

事業終了時点で、発注者・受注者それぞれ評価書を提出いただいて、8月にその内容をホームページで公表しております。話し合いの場所を持つかどうかは発注者・受注者にお任せしているのですが、書類でのやりとりだけで、振り返りの場の設定が少ないとの意見が多く出されています。

山田会長

個々の事業では評価されているけど、NPO推進事業全体としてどうなのかというあたりは、一度ここでもご報告をいただいて、議論する機会があっても良いかなと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局

毎年NPO推進事業を行っていますが、出てくる事業が同じようなメニューで、新規にはなかなか出てこない。同じ部局、同じ課に偏ってしまっていますので、NPO活動促進室のPR不足もあるのかなとは思いますが、部局長レベルのNPO活動促進庁内連絡調整会議の場でも各部局に積極的に取り組んで欲しい旨伝えるところであります。なお、頑張っていきたいと思います。

加藤副会長

それでは単一事業の個別の評価になってしまうので、基本計画の進捗確認をこの促進委員会に提出する習慣をつけていただきたい。そうす

ると一つ一つをやりましたではない、どこまで出来て、これは足りないとかが確認できる。そうじゃないと基本計画を作った意味がない。基本計画の進行管理という視点で、評価の話をしていただいた方が良いと思います。

小林委員

何年も前になるのですが、事業提案ということで、NPOに声を掛けていただいた年が1年から2年あったように思います。県の職員が頭を悩ませて、何とか来年の予算要求に間に合うように作らなければということで、一生懸命考えておられて困っている状況を見ているんですね。そんな時に聞いてくだされば良いのに、自分達で従来の手法でシンポジウムや講演会を企画される。結果立派な印刷物が大量に出来るというようなことも見受けられるので、日常的な交流が出来るが良いかなと。そういう意味では以前、プラザを会場にNPO団体を呼んで、関係なさる部局の方が一堂に会して話を聞いてくださる中から、子ども専用相談推進事業なども生まれたように思うんですね。そのとき話を聞いてくださった担当者がここが問題なんだと思ったところを企画に乗せていただくと、本当に必要なものが形になる経験をしていますので、その辺のあたりが最近あまり計画されていないので、来年の予算要求の時期になるので難しいとは思いますが、是非やっていただきたい。

それから、全国の会議に出ていますと文科省・厚労省など国レベルでは、たくさん事業の提案があるのですが、県で負担しなければならぬ事業は、手を挙げにくいところはあると思います。ですから、県で何か出さなければならぬところはしょうがないですけども、直で委託が出来るのか、声を掛けていただければ何らかの形でNPOが受けられるものもあるわけですよね。そういったものを担当の方がアンテナを高くして、公募という感じで、声を掛けていただくとか、そこまでしていただければ県のお

金を使わないでもできる事業がたくさんあるような気がします。

山田会長

NPOとの協働で、NPOが活動しやすい環境を与えていくとか、提案システムとかね。今日は大変貴重な意見が出ておりますので、是非お願いします。

藤田委員

今の話に関連したことで、NPO活動促進室が何かするのではなくて、NPOと県庁のいろいろな部署の方が県庁でお互いがコラボレーションできる場を作っていただくほうが良いのかなと思いました。具体的には、企画を立てる前の段階で、時期はいつかはわかりませんが、その中でNPOと各部署の方が集まってNPO側からこういうことが出来るとの提案とか、夢を語る。夢を聞いているうちに各部署の方が、国の補助事業で出来るとか、お互いが意見を出し合って一つのプランが出来るような場があれば良いのかなと思いましたので、是非検討していただけたらと思います。

山田会長

推進事業の見直しに当たっても、一つ一つの事業がどうだというのではなくて、部局の事業におけるNPOとの関わりを基本的に考えていただく機会になるかと思いますので、そのようなことが出来れば素晴らしいですね。

他はいかがでしょうか。

今日は促進事業の進捗状況について、ご報告をいただいたわけですが、関連して貴重なお話しがたくさん出て参りましたので、それを是非今後の事業や展開中の事業に活かしていただく、参考にさせていただくとか、あるいは議論の場を用意していただくとかをお願い出来ればと思います。

加藤副会長

その他の案件で、公益法人改革が進むことになって、一般社団及び一般財団の届出制とそれの公益認定の委員会を作る話になっていて、ちらっと伺ったところでは、宮城県はNPO活動促進室とは別の部署がその仕事を担当することになっているようです。公益法人の新しい類型とNPOが縦割りで分かれることになるんですね。どうしてそのようなことになってしまったのか。もっと早く僕らも働き掛けなければいけませんが、統合していただいたほうがはるかに良いのではないかと思っているのですが、その辺の見解はどうでしょうか。

事務局

特段、公益認定の関係で、担当する部局と話し合いの場所を持ったということはありません。元々私学文書課で公益法人を担当しており、引き続き公益認定の窓口を私学文書課で所管すると聞いております。NPOとの関わりということでの話し合いは特にしておりません。

加藤副会長

学校法人を管轄しているからかもしれないのですが。公益法人の管轄の部署は民間の非営利セクターを育てましようとの感覚は元々無いわけですね。

事務局

公益法人を最終的に認可する際に法令班に書類が回っていきますので、そこが窓口になっています。

加藤副会長

新しく動きだして、今のNPOの一部は大量にそちらにくる可能性があるわけですね。公益認定とNPO法人の所管が二つに分かれること自体が、非常時にあれですが、もし分かれてどうにもならないにしても、その先に公益認定の

基準が非常に心配なんです。今までのNPO法をとおして全国で議論してきた公益は、役所が決める公益と違う幅広く認定しましょうということを含めて、公益の議論をし、新しい概念が育ってきたところがあります。旧来の許認可していた部署で、人を選んで委員会を作って認定をすることになると、大幅にそれが後退する可能性もあるわけです。その辺のことについて、是非交流をしながら仕事を進めていただきたいし、当委員会だけではありませんが、市民の意見が反映する仕組みをそちらの側にも要望していただきたいと思います。

木村委員

加藤委員の意見に同感です。私も青年会議所に以前いまして、青年会議所は社団法人で、その頃の担当窓口は県の青少年課だったんですね。公益法人の法改正の中で来年度各青年会議所で取り組むということで、社団法人をこれからどうしていくとか、全体の予算の中で公益の事業を50%以上ですが、公益って何だかということの相談に乗っています。地方の相談窓口は役所ではなくて、私達みたいなNPO活動の先輩が相談に乗っています。県の窓口については、NPO活動促進室ですよと話していました。これからどんどん相談に来る時期だと思うんです。法人会もそうですが、社団格も地方に沢山ありますので、公益の事業は何たるかとか、NPOとどう違うのかとかの質問が飛び交っています。私学文書課では対応が難しいのではないかと思います。専門の方もいらっしゃると思いますが、早い段階で、横のつながり、連絡体制をとっていただきたい。地方の窓口といっても地方振興事務所にはありませんし、市町村にいてもわかりませんので、県に行くんですよ。早い段階で摺り合わせをしていただきたい。

事務局

県内での説明会を何回か開催しています。新

しくやる団体というよりは、既存の団体がどのようになっていくのかということで説明会を開催していますので、その辺については、周知はしてきていると思います。新しい制度のスタートに向けまして、私学文書課の体制も来年の4月の組織改編に向けまして、いろいろと検討しているようですので、対応は十分出来ると思います。

山田会長

その他では、重要な件でご意見を伺いたいようですので、そろそろこれくらいにしましょうか。出来れば30分以内には終わる方向で行きたいと思います。1から4までにつきましては、このくらいにして、5その他について事務局からお願いします。

NPO活動促進室 森室長

意見交換ということで、お願いしたいことがあります。本日に結論を出していただきたいとかではなくて、率直なご意見を伺いたいということで、特に資料は準備しておりませんが、3点ほどご意見を伺いたいことがあります。

第1点は、NPO活動促進施策の実施に当たって仙台都市圏以外の県内地方圏域での促進の方策であります。NPO法人の認証数を見ると仙台市が63%を占め、それ以外の地域についても活動を活発化するような促進の方策があっても良いだろうかという点です。現状といたしましては、マネジメントサポート事業などを通じまして実際に動いている圏域にあります中間支援センターや中間支援組織の研修ということで支援をしているところですが、数を増やすとかの意味での活動の促進の必要性について、ご意見を伺いたいのが1点。

2点目が、以前お話しいただいたことがありますが、活動分野を特定した支援先についてです。現状ですと特定分野を育てるべきとの考え

方は基本計画においてもしていませんが、福祉分野が認証法人数の43%を占める中で、特定分野の支援策は必要か、必要となればどのような支援策を打ち出すべきかという点につきましてご意見を伺いたいのが2点目。

3点目は、団塊の世代が退職の年齢を迎えていて、人数も非常に多い状況ですが、団塊の世代のNPO活動への参加が低調であるとの意見がありまして、仙台市では頑張っているように、県でもNPOプラザでいろいろやっていますが、特に参加促進の方策について、取り組む必要があるかどうかについて

1点目が地方圏域の育成、2点目が特定分野の育成、3点目が団塊の世代の活動の育成になりますが、ご意見をいただきたいと思います。時間が限られていますので、この場でご意見をいただけなかった分については、メール・FAX・お電話でも結構ですので、率直なご感想をいただきたいと思い、話題提供をさせていただきます。

山田会長

日ごろ思ってたらしやることがありましたら、どうぞ。議論はできないと思いますが、思ってたらしやることをどうぞ発言していただければと思います。

木村委員

地方が育たないのは、そこには原因があると思います。合併して益々思いましたが、田舎に行けば行くほど結いとか講とか、コミュニティがきちり出来ているので、そこで新たなNPOを必要としていなかったのは現実なんですね。中には福祉・宅老的なNPOは出来ているところはありますが、それ以外に旧町のほうでは、ほとんど法人は無いんですね。なので、環境問題、青少年育成問題などのいろいろな問題を感じずに、コミュニティの中で自己解決出来ている現状もあつたし、必要としないところに作れ

作れと言っても無理なことなので、そこが都市部と地方都市との大きな差だと思います。合併したことによって、大きくなればなるほど地方の予算は無くなって、せめて県の何かがあればというところで、指定管理者制度とかですね。例えば県の図書館の石巻分館が出来て、NPOで業務委託を引き受けるとか。そういった県と石巻市内のNPOとのパイプがほとんどゼロなわけなんです。そのパイプが何かをきっかけに生まれてくれば違う流れになる。大崎・白石・気仙沼でも状況は一緒だと思います。

活動分野の幅の話ですが、必要な問題に対してのNPOですので、子ども劇場さん、チャイルドラインさんとか、青少年育成に係るNPOは石巻市にもありますが、そういった分野は必要に応じて出来ていますし、法人格を持たないで活動している分野での団体も大いにありますので、法人格の必要なところとそうでないところがあることは現実として感じました。

山田会長

特定分野の支援論については、加藤委員から一言いただいた方が良いでしょうね。

加藤副会長

支援は法人格を取れという話とは別で、法律はそう書いていないので、法人格を簡易に取得できる法を整備するとともに支援すると言っているんで、ごっちゃにならないほうが良いでしょうね。

仙台圏と地方の話ですが、各市町村毎のデータをいただいているに過ぎないので、仙台に事務所があるだけであって、活動の範囲が仙台に限った団体ではないんです。大きな間違いなんですよ。仙台にある団体のかなりの団体は、仙台市内だけを対象にしているのではなくて、宮城県全域とかかなり広範囲を対象にしている団体があるわけですから、それを奪い合っても

しょうがないわけです。資源とリソースのあるところにある程度集中するのは人口の法則なので、地方都市であっても比重的に大幅に少ないということはないんです。230万人のうち100万人いるところで法人数も約6割あることは、極端に地方圏部分が落ちているとか少ないという現状ではないので、人口比重で比較した方が良いのと、本拠地が仙台にあるからと、行政の区画で頭が染まっているわけですよ。NPOは行政の区画とは関係ないですよ。どこにあるといい。岩沼で事業所を開設して、事務所の登記の場所は亘理町というのもあるわけですよ。関係ないんです。どこに本拠地があるかは。逆に小さな自治体が、小さな自分の範囲のことをやってくれるところしか支援できないという頭自体がおかしい。地縁組織はそうなるわけですね。特定の範囲の中だから支援をします、お金を出す理由がありますという話になるから、NPOの認証を小さな市町村でやっても意味がないと思っています。今、市町村に権限移譲していますが、それはおかしいですよ、根本的に。大きい幅と分野の話も、各分野で必要であれば、法人格を取る取らないではない。NPOとして支援が必要であるというのは、子育て分野で支援が必要であるとすれば、その分野の方の仕事であって、基盤整備をしなければならないNPO活動促進室の仕事ではない。連携は大事だし、事業提案をしやすくして、パイプを持っている職員ばかりではないので、各課にNPOの声がちゃんと届くように、機会を提供するのはこちらの室の仕事として促進したら良い。そのように分けた方がスッキリする。

大久保委員

私達組織としても2年ほど前から団塊の世代の方をNPOに巻き込む取り組みを続けていますが、課題がすごく多いままでここまで来ていました。そこに仙台市にシニア活動支援センターができた。つくるときの懇談会に参加しまし

て、お話ししたのは、「現役を続ける人が多いから、そういった年齢になったから社会貢献活動をしない人はおかしい。」という見られ方をするのは心外だから、「ほっといて。」みたいな話をしたことがありました。実際には、活動に踏み出す人は少ないけれどもいます。そういった方のための情報提供の場でありつなぎ役の場が必要だと思います。なので仙台市シニア活動支援センターもオープンして、どんどん広げて行くと思うのですが、最初はやっぱり難しいんですね、現実的には。叱られるかもしれませんが、みやぎNPOプラザの利用者の年齢層は、全て確認したわけではありませんが、かなりの割合でシニア層が多いです。

団体の立ち上げ相談もありますが、立ち上げ以前の問題の相談も多くて、個人の身の上ではないですが、ライフワークの相談に近い相談もあります。そこで、今年4月からボランティア情報サロンというのを開設しています。その中には団塊の世代の人で、リタイアを想定して休みを取って地元に戻ってきて、準備に取りかかっている方が2人くらいいるんですね。こういった場を継続していくことは、圏域でも市町村域でも必要になるのではないかなと。市町村域の身近な所での役割が大きいのではないかと思います。NPOプラザのような場所であれば、ダイレクトサービスは可能ですが、それ以外の所であれば、市町村の対応をサポートすることが、より現実的だと思います。ただ、シニアが参加するための情報提供はエリアを越えていますので、確実に必要だと思います。

当団体が実施してうまくいかなかった課題の第1位は、対象者に情報が流れる仕組みがないということです。なので、現役で働いているところに情報が流れる仕組みを行政側で他部署との連携で出来ないものかと。去年と今年、県職員がリタイアする際のライフプランセミナーの場で、10分程時間をいただいてNPOの話と社会活動への参加のお誘いをさせていただいて

あります。これも重要なことで、同じように経済産業関連の企業に出前で行く仕組みを作ってもらうとか、直接企業に出向くことで、現役の方々への情報提供が出来るのではないかと。それが難しいので、一番の壁になっているんですね。その前の部分は良いのではないかと思います。直接シニアへのサービスは出来れば地元の市町村レベルで行うのが良いと思います。

地方圏の活動促進の件ですが、市町村合併後どうしてもサービスが薄くなることで、少額でサービスを向上させたい地方自治体が期待しているのは、それを行うNPO法人を作りたいということです。実際にNPO法人を作るには、手法的に民意を尊重しながら、作られていく課程を経ていないことが課題だと思います。市町村に行ってお話をするときは、NPOは条件があって、確実な話があって作られていくのではなくて、逆です、ということは何回もお話しをさせていただいています。住民の気持ちの醸成と自治体が希望する早期NPO法人の設立とのギャップ、時間的タイムラグが非常にあって、行政の担当者は待ちきれないと悩んでいたりします。我々が大事にしたいのは自発的な住民の気持ちがきちっと作られていて、充実感を得ながらサービス向上に自分達が寄与しながらやっていけるなら継続に繋がって行くのではないかと思います。今のままだととても心配で、市町村の担当者の意識が、まだ、変わっていないことが課題だと思っています。

小林委員

団塊の世代の件ですが、みやぎいのちと人権リソースセンターを運営している団体で、ろうきんファンドを受けて団塊の世代狙いではないのですが、あなたの知恵と力を活かしてみませんかという事業をしました。3月ということで退職する方を対象に講座を連続6回ぐらい開催したのですが、実際に参加した延べ100人弱の中にはリタイアした方はいなくて、来年定年

ですという59歳の方が、来年のためにと何人がいらっしやいました。その中で、プロフィールを分析しました。その結果、今現在何らかのことをやっておられる方ばかりでした。提言としては、今何もしていなくて、急に何かやるとなっても、無理だということになります。企業にお勤めの方には企業の中で、認知していただくような働きかけを企業ぐるみで行う。県職員もそうなんですが、企業の休憩室とか県庁の食堂にNPO支援の募金箱でも置いていただいて、NPO団体に募金してみるかと思わせるとか、現役の時から仕掛け作りが大事だとの報告書を作成しました。

それと、活動分野を特定した支援についてですが、子ども関係ですので、弱いのはマネジメント系の講座がほとんどないんですね。子育て支援はお母さんを理解しましょうとか、読み聞かせとか、託児ボランティアの養成とかの講座は沢山あるんですが、その結果出来たグループをどのようにマネジメントしていくかという講座がとても少ない。本当なら、NPO関係の講座を受講すればある程度のことは学んでいただけますが、その間にとっても近寄りがない何かがあるらしくて参加しないんですね。子育ての分野の先輩のグループとして、子育て支援に特化したようなマネジメント講座が必要と痛感しています。で、やってみようかなとも思っています。

藤田委員

特定の分野への支援が必要かですが、県民満足度調査を長年実施されてますよね。その中で、県民の要望の高いもの、しかしNPOを見ると法人数も少ないしあまり活発でない所を重点的に、てこ入れするのも良いかなと思いました。

シニアの活動参加ですが、私も長年シニアの方と関わっていると、何かしたいのだけれども敷居が高くてボランティア活動へは踏み出せない方、しかし、お小遣い程度の収入が欲しい

という方が結構いらっしやる。そのあたりに向けて、有償のボランティア活動に結びつけるような、事業があればそれに参加する方はいるのではないかと思います。

小澤委員

藤田さんもおっしゃいましたが、生協は主婦が一番多い活動層です。女性の団塊の世代の方が出てくるんですけども、逆に男性の団塊の世代の活動参加をどう作るかというのが生協の中でも、一つの課題になっています。女性の活動の中に男性が参加するのは、余り評判が良くないんですね。男性は今までの経験だとか、社会での役割だとかをひけらかすというか、良い効果を得ないので、男性だけの活動をどうやって作っていかうかと考えています。新たに退職してから新しいスキルを付けるのは難しいとなったときに、持っているスキルを活かしてもらえ新しい仕組みを作る。宮城には少ないですが、有償の移送サービスを地域ごとに作っていかうか。運転であれば男性は得意な方が多いですから、作っていかうか。一方で、福祉のNPOが多いというのは、介護保険事業であればすぐ事業の裏付けが出来ることもあって、事業上も見通しを付けやすいこともあります。一方で課題としては、小さいが故にコンプライアンスが低いことがある。働いている人同士の中の労務の状況を踏まえてですが、高めていくことが課題だと思います。介護保険制度自体はこれから先は制度的な充足度が下がることが目に見えているので、介護保険以外の制度外のサービスを非営利の所で何か担っていくことが、重要になっていくと思います。有償のボランティアだったり、同じ福祉でやっているNPOの中にも介護事業以外の部分のサービスを作っていくことを支援しながらこの後の展開を団塊の世代への取り組みを含めて考えて行けたらと思っています。

山田会長

貴重なご意見ありがとうございました。この三つの課題についていろいろご意見があると思いますので、事務局でこれをどう繋げていくかは、ご検討いただいて、そういう場を用意していただければと思います。それから室長さんが言われたように、本日言い残したことで、後でお気づきになったことがありましたら、どうぞメールでもいただければと思います。

この委員会は回数が限られていますので、メール等をうまく活用しての情報交換があっても良いのかなと思っておりました。10数分オーバーしてしまいましたが、私の役目はこれくらいで終わらせていただきまして、後は事務局にお返しします。

事務局

山田会長、議事進行大変ありがとうございました。熱心な議論をいただきましてありがとうございました。本日いただいた貴重なご意見を今後のNPO活動の促進施策に検討の上、反映させていきたいと思っております。

皆様の任期が11月30日で迫っていますが、任期満了が間もないですので、森室長から一言ご挨拶申し上げます。

NPO活動促進室 森室長

皆様の任期が11月30日までということで、次回の促進委員会につきましては来年を予定しておりますことから、何か不測の事態で緊急にお集まりいただくことがない限り、本日が皆様の任期中の最後の促進委員会になるかと思いません。

皆様には、平成17年12月1日にご就任していただいてから、本日を含め3回の委員会を開催させていただきました。その中では「宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針」、
「本委員会の拠点部会の設置」等につきまして、熱心にご審議をいただきましたとともに、的確

な意見をいただきまして、これらに反映することができました。この場をお借りしまして感謝申し上げます。

皆様の任期中の平成17・18年度には140法人の認証を行いまして、今年8月末の認証法人数は487法人となり、様々な分野で活躍しているところですが、その反面、解散法人数25法人のうち18法人が平成17年度以降に解散をしているなど、これからは法人の解散も増えていくのではないかと考えております。また、今年4月には、宮城県では初めての設立認証の取消を行ったことについては、報告事項でお知らせしたところであります。

委員の任期満了に当たりましては、時期が参りましたら、個別にご相談させていただくこともあるかと思いますが、本県のNPO活動の促進に当たりましては、これからも皆様のお力をお借りしながら、努力して参りたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、平成19年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。大変ありがとうございました。